

提出書類一覧【取消用】

(別紙B)

提出書類 ○は必須です ★は該当する場合のみ提出してください。 (○)(★)は提出をお願いする場合があります。 提出された書類で認定要件の確認ができない場合は、 別途書類を求める場合があります。				被扶養者申告書	・扶養手当支給状況(終期および証明印) ※1	・無収入等の申立欄 ※2	組合員被扶養者証	就職日を確認できる書類 <small>次のいずれかを添付 ・雇用契約書等(写し) ・勤務先の保険証(写し) ※内定通知書不可</small>	給与等の月々の支給明細書 または支払証明書等 ※3	年金の年額がわかる書類 (年金等の決定・改定通知または振込通知書等) ※4	確定申告書および収支内訳書・青色申告決算書 ※5	雇用保険受給資格者証(両面)	扶養替えの日を確認できる書類 (新しい保険証の写しまたは扶養協議書)	離婚日を確認できる書類	婚姻日を確認できる書類	死亡日を確認できる書類	市区町村長発行の課税・非課税証明書 ※6	別居期間中の送金の証明書類	資格喪失証明書発行願	国民年金第3号被保険者関係届 ※7	左記の書類以外で認定取消に必要な書類	
取消の種類	被扶養者としての要件を欠くに至った者	取消理由	取消日				写し	写し	写し	写し	写し		写し	写し	写し	原本						
一般認定 (扶養手当あり)	就職した者	就職	就職日	○	○	○	○				(○)								★	★	(★)	
	収入増加	収入が増加した者	収入増加	収入増加の日の翌月1日	○	○	○		○											★	★	(★)
		雇用形態が変わり収入が増加した者	収入増加	雇用形態が変わった日	○	○	○		○											★	★	(★)
		年金受給等により収入が増加した者	収入増加	通知等の通知日	○	○	○			○										★	★	(★)
		不動産収入等により収入が増加した者	収入増加	収入増加の日・ 確定申告を行った日	○	○	○				○									★	★	(★)
		株等の譲渡により収入が増加した者	収入増加	収入増加の日・ 確定申告を行った日	○	○	○				○									★	★	(★)
	アルバイト先・パート先等で保険証が交付された者	社会保険加入	保険証の資格取得日	○	○	○	○	○											★	★	(★)	
	雇用保険の支給が開始された者	支給開始	認定(支給)期間の初日	○	○	○					○								★	★	(★)	
	扶養替えをした者	扶養替え	扶養替えの日※6	○	○	○							○	(○)	(○)	(○)			★	★	(★)	
	離婚した者	離婚	離婚日の翌日	○	○	○								○					★	★	(★)	
死亡した者	死亡	死亡日の翌日	○	○	○										○			★	★	(★)		
その他の事由により取消をする場合	その他	取消事由の発生日	○	○	○													★	★	(★)		
特別認定 (扶養手当なし)	就職した者	就職	就職日	○	☆	★	○	○	△		(○)								★	★	(★)	
	収入増加	収入が増加した者	収入増加	収入増加の日の翌月1日	○	☆	★	○		○										★	★	(★)
		雇用形態が変わり収入が増加した者	収入増加	雇用形態が変わった日	○	☆	★	○		○										★	★	(★)
		年金受給等により収入が増加した者	収入増加	通知等の通知日	○	☆	★	○		△	○									★	★	(★)
		不動産収入等により収入が増加した者	収入増加	収入増加の日・ 確定申告を行った日	○	☆	★	○		△		○								★	★	(★)
		株等の譲渡により収入が増加した者	収入増加	収入増加の日・ 確定申告を行った日	○	☆	★	○		△		○								★	★	(★)
	アルバイト先・パート先等で保険証が交付された者	社会保険加入	保険証の資格取得日	○	☆	★	○	○	△										★	★	(★)	
	雇用保険の支給が開始された者	支給開始	認定(支給)期間の初日	○	☆	★	○		△		○								★	★	(★)	
	扶養替えをした者	扶養替え	扶養替えの日※6	○	☆	★	○		△			○	(○)	(○)	(○)				★	★	(★)	
	離婚した者	離婚	離婚日の翌日	○	☆	★	○		△				○						★	★	(★)	
死亡した者	死亡	死亡日の翌日	○	☆	★	○		△						○				★	★	(★)		
その他の事由により取消をする場合	その他	取消事由の発生日	○	☆	★	○		△										★	★	(★)		

- ※1 一般認定者の取消および前年度末まで一般認定であった特別認定者の取消の場合は給与事務担当者の証明印を受けてください。県立学校は学校事務センターで証明印を受けてください。県機関(県立学校を除く)は扶養親族届を添付してください。扶養手当の支給を受けている者が年度末までに22歳となり扶養手当の支給対象外となる場合は、支給終了の翌年度4月分の給与明細書写しを添付してください。
- ※2 特別認定の取消で、特別認定日または検認を受けた日から取消日までに収入がない場合は、無収入等の申立欄に無収入の旨を記入して提出してください。
- ※3 パート・アルバイト等の収入がある場合は、原則取消日の直近3か月分の明細を提出してください。特別認定の取消で、特別認定日または検認を受けた日から取消日までに収入がある場合は収入証明書を提出してください。学校等の非常勤講師や臨時的任用職員の場合は、辞令(写)も併せて提出してください。
- ※4 要件を欠くに至った日が当年の7月1日以降の場合のみ(義務教育就学中または義務教育就学前で無収入の場合は除く)、3か月以内に発行されたものがが必要です。海外在住で証明書が取れない場合は、住民票の除票を提出してください。
- ※5 配偶者が20歳以上60歳未満の場合は提出してください。ただし、取消後に引き続き厚生年金に加入した場合は提出の必要はありません。
- ※6 離婚、死亡による扶養替えは離婚日、死亡日の翌日となります。